

処分決定に対する不服申立に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、B F Jが行ったあらゆる処分決定に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めに従い書面の提出を必要とする場合には、書面（原本）に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、B F J事務局は、当該当事者に対して、必要に応じてファックスや電子メールと同一内容の書面（原本）の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第3条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、B F Jの解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

第4条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。

2 B F Jは、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

3 前項の代理人または補佐人の適正に関する判断に対し、独立した不服申立はできない。

(審査に関する事務)

第5条 この規則による審査に関する事務は、B F J事務局が行う。

(免責)

第6条 B F Jの役員、審査員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分等の手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第2章 不服申立に関する審査・決定

(不服申立ができる者)

第7条 不服申立をすることができる者(以下「申立人」という。)は、処分決定を受けた者（未成年者の場合には法定代理人）とする。

(決定に関する不服申立)

第8条 処分決定により不利益を受け、当該処分決定に対して不服申立をする場合には、申立人は、理由を付して、B F Jに不服申立書を提出しなければならない。

2 不服申立は、申立人がB F Jの処分決定の通告を受けた日から、6か月以内に行わなければならない。

(処分決定に対する不服申立の再審査)

第9条 処分決定に対する不服申立の審査については、再度、審査を行う。再審査は、B F Jが定める「処分決定に対する不服申立に関する規則」を準用して再審査を行う。

(不服申立に対する決定の通知・通告)

第10条 不服申立に対する決定について、B F Jは速やかに申立人に対して、通知・通告する。

第3章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

(日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立)

第11条 この規則に基づきB F Jが下した不服申立に対する決定に対して不服がある場合には、申立人は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。

2 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

第4章 本規則の改正手続

(本規則の改正手続)

第12条 本規則を改正するには、あらかじめ、コンプライアンス委員会の意見を求めなければならない。

(改 廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

(施行日)

第14条 本規則は2019年4月1日から施行する。